川俣精機（株）環境関連物質リスト　1.0 版

カテゴリ A：禁止物質（群）

No.	物質（群）名	納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則　付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	特定アミンとして 0.003 重量%（30ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%（100ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU　包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU　包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU　包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU　包装材指令
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB 類）	0.1 重量%（1000ppm）（注 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE 類）	意図的添加の禁止（臭素数 4～7, 10 に限る）または 0.1 重量%（1000ppm）（注 1）	化審法　第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注 7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB 類）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1 以上のものに限る）（注 3）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長 10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	化審法　第一種特定化学物質 EU REACH 規則　付属書 XVII
A16	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A17	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs　規則
A18	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs　規則
A19	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT 類）	0.005 重量%（50ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII

No.	物質（群）名	納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A20	三置換有機スズ化合物（A14,A15を除く）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A21	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	0.00001 重量%（0.1ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A22	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A23	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A24	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または 0.01 重量%（100ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A25	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）（注 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A26	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）　（略称：DEHP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A27	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A28	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A29	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A30	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP（3:1））	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則（注 7）
A31	ペルフルオロオクタン酸（別名：PFOA）とその塩、及び関連物質	1.PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb） 2.PFOA 関連物質：PFOA 関連物質またはそれらの 組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%（1ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A32	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数 9～14 に限る）とその塩、および関連物質	1.PFCAs（C9-C14）とその塩 PFCAs（C9-C14）とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb） 2.PFCAs（C9-C14）関連物質 PFCAs（C9-C14）関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量%（260ppb）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS（注とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb） 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%（1ppm）	化審法 第一種特定化学物質（注 8） EU POPs 規則
A34	デクロランプラス	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A35	UV-328	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A36	中鎖塩素化パラフィン（MCCP）（炭素数 14～17 までのものであって塩素の含有量が全重量の 45%以上）	意図的添加の禁止	EU POPs 規則 ※日本国内では化審法の第 1 種特定化学物質への指定手続きが進行中。
A37	長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び関連物質	意図的添加の禁止	EU POPs 規則 ※日本国内では化審法の第 1 種特定化学物質への指定手続きが進行中。

※「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（注1）算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。 例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で 0.01 重量％（100ppm）を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

（注3）塩素数 1 は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≧2 を対象とします。

（注4）算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBT のみ混合物も含む）とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

（注5）EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用 可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（注6）EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量％以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量％以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注7）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第 6 条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

（注8）化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

カテゴリ B：管理物質（群）

No.	物質（群）名
B01	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B02	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B03	フタル酸エステル類（DEHP（A26）、DBP（A27）、BBP（A28）、DIBP（A29）及び（B07）で 指定されたフタル酸エステル類を除く）
B04	パーフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B05	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B06	六フッ化硫黄
B07	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注 9）
B08	米国 TSCA PBT 規則（5 物質）（PBDF（A09）、及び PIP（3:1）（A30）を除く）（注 10）
B09	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B10	化審法第一種特定化学物質 次期指定候補物質(注 11)
B11	PFAS（パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）（注 12)(注 13)

（注9）EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品･材料ごととします。

（注10）TSCA 第 6 条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

（注11）POPs 条約対象物質における附属書 A（廃絶）および附属書 B（制限）への掲載が決定した物質（群）を含みます。なお、化審法第一種特定化学物質の対象に決定した時点でランク A へ移行します。

（注12）欧州化学品庁（European Chemicals Agency：ECHA）のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の規制案にて定義された PFAS を指します。

（注13）TSCA 第 8 条（a）（7）に基づき、40 CFR Part 705 §705.3 の定義を満たす PFAS を指します。

改訂記録

版数	改訂日	制定/改廃	内容
1.0	2026/2/3	制定	新規制定